

市長記者会見事項書

令和2年5月14日午前10時～
5階正庁

【所感】

- ・特別定額給付金は地元で使うよう職員にお願い
- ・一般道六軒鎌田線バイパスの供用開始
- ・今年6件目の交通死亡事故が発生

【発表事項】

1. 国の「緊急事態宣言」から三重県が解除された場合の
「小・中学校」の対応について
(担当 学校支援課 0598-53-4385)
2. 国の「緊急事態宣言」から三重県が解除された場合の「幼稚園」の対応について
国の「緊急事態宣言」から三重県が解除された場合の「保育園」の対応について
(担当 こども未来課 0598-53-4032)
3. 5月14日（木）から順次、特別定額給付金の振り込みを開始します。
(担当 特別定額給付金推進室 0598-53-4208)
4. 除菌電解水給水器の活用について
(担当 財務課 0598-53-4315)
5. 国民健康保険税（以下「国保税」）の減免について
(担当 保険年金課 0598-53-4048)
6. 『コロナに負けるな！松阪みんなの応援募金』の実施
(担当 総務課 0598-53-4321)

令和2年5月14日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	学校支援課
担当者名	尾崎
電話番号	0598-53-4385

三重県が緊急事態宣言解除となった場合の松阪市立小中学校の学校教育活動の再開について

5月14日に国の緊急事態宣言の内容が見直され、三重県への発令が解除された場合、松阪市教育委員会では、東海3県の感染状況や発令状況および三重県教育委員会の見解を踏まえて、松阪市立小中学校児童生徒の安全を第一に考えつつ学びの継続を保障するため、学校教育活動再開に向けて、以下の事項で必要な準備をしていきたいと考えます。

なお、確定は14日とされる国の見直しを待つこととなります。

また、今後の感染状況や発令状況により以下の事項が変更になることがあります。

1 学校再開について

(1) 三重県が解除された場合

- ① 18日～22日は分散登校にて全員が週10時間程度登校します。(別紙1-1 分散登校例)
- ② 25日～29日は全員が午前中短縮日課で登校します。給食あり。部活動不可。
- ③ 6月1日から学校平常再開とします。給食あり。部活動可(ガイドライン遵守)。

(2) 三重県の発令に見直しはなく、現行どおりの場合

- 休業期間中の登校日の設定は5月20日に、学校の再開は5月25日に判断します。

2 運動場・学校図書室の開放について

- 18日～29日は自校の児童生徒を対象に平日の9:00～15:00に開放します。

3 感染症対策と安全対策の徹底について

- ① 児童生徒向けにマスク5000枚とともに、手洗い用石鹸5000個とフェイスガード500個を配付し、感染拡大防止に活用します。
- ② 各学校の実情に応じ、登下校時の安全確保と在校時の感染症対策を各学校で徹底します。

4 児童生徒の心のケアについて

- ① 「きずなダイヤル」をはじめとする相談窓口の開設を継続し、児童生徒の心のケアに努めます。
- ② 感染予防のため登校を見合わせたり、不安やストレスを抱えたりしている児童生徒、さらに、従前から不登校の児童生徒には特に寄り添った適切な対応を実施します。

5 夏季休業について・・・(別紙1-2 夏季休業期間の予定)

- 授業時数確保のため、夏季休業期間等を利用して必要な措置を講ずることとします。

6 プール水泳について

- 中止することとします。

別紙1-1 分散登校例

- ・1つの教室に入るのは20人まで

		月	火	水	木	金
例1 18~22日	1・2限	第1班	第2班	第1班	第2班	第1班
	完全下校させてからの受け入れを徹底する					
	3・4限	第2班	第1班	第2班	第1班	第2班
	午後	学級事務				
例2 18~22日	午前2限	第1班	第2班	第1班	第2班	第1班
	午後2限	第2班	第1班	第2班	第1班	第2班
例3 18~22日	午前3限	第1班	第2班	第1班	第2班	第1班
	午後3限					第2班

(登校日の対応)

- ・期間前半は、ホームルーム、家庭学習の状況確認、課題提出、持ち帰りプリント配布などとし、後半は教科学習も一部実施（学校の実状に即して対応）。

別紙1-2 夏季休業期間の予定

7月21日~7月31日	平常授業 給食あり
8月1日~8月7日	学校裁量（授業のほか・補充学習・個別指導・懇談会等）
8月8日~8月19日	夏季休業
8月20日~8月21日	短縮授業 給食なし
8月24日~8月31日	平常授業 給食あり

【幼稚園・こども園】

令和2年5月14日

各報道機関 御中

連絡先	
担当課	こども未来課
担当者	谷中
電話	0598-53-4032

●発表事項

国の「緊急事態宣言」から三重県が解除された場合の「幼稚園」、「こども園（幼稚園）」の対応について

●概要

市内の公立幼稚園、公立こども園（幼稚園）を開園します。
令和2年4月22日（水）より臨時休園としていましたが、令和2年5月19日（火）をもって臨時休園を終了し、5月20日（水）より開園します。

●対象

市内の「公立幼稚園（18園）の子ども」及び「公立こども園（3園）の1号認定（幼稚園）の子ども」

●開園日

令和2年5月20日（水）から

ただし、

5月20日（水）～22日（金）は、通常保育（給食なし。弁当持参）。

5月25日（月）～は、通常保育（給食あり）。

●その他

・嬉野管内4園で実施の「預かり保育」は、これまでどおり実施します。

【保育園・こども園】

令和2年5月14日

各報道機関 御中

連絡先	
担当課	こども未来課
担当者	谷中
電話	0598-53-4032

●発表事項

国の「緊急事態宣言」から三重県が解除された場合の「保育園」、「こども園（保育園）」の対応について

●概要

市内の公私立保育園、公立こども園（保育園）の登園自粛要請を解除します。
令和2年4月17日（金）より登園自粛を要請していましたが、令和2年5月19日（火）をもって登園自粛要請を解除し、5月20日（水）より通常保育を再開します。

●対象

市内の「公私立保育園（33園）の子ども」及び「公立こども園（3園）の2号、3号認定（保育園）の子ども」

●通常保育再開日

令和2年5月20日（水）から

●その他

返金対象となる保育料及び副食材料費の日割り計算の対象期間は、登園自粛要請期間中（令和2年5月19日（火）まで）とします。
なお、既に雇用主（事業所等）と休業の取り決めを行っている場合については、令和2年5月31日（日）までを返金対象とします。

令和2年5月14日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	特別定額給付金推進室
担当者名	近田
電話番号	0598-53-4208

1 発表事項

5月14日（木）から順次、特別定額給付金の振り込みを開始します。

2 内容

○第1回目の給付金振込

- ① 振込件数 645世帯分
- ② 振込金額 1億7,300万円

3. 第2回目以降の給付金振込について

- ① 申請書の審査が完了次第、順次、指定口座に振り込みを行います。
- ② 当面は、オンライン申請をいただいた中で審査完了したものを振込予定です。
- ③ 通帳には、「マツサカシ トクベツキュウフ」と記帳します。
- ④ 審査を迅速に行うため、特別定額給付金推進室の人員を増員し、強化を図ります。
(現在 6名 ⇒ 18名)

4. その他

特別定額給付金申請書の記入方法等のご質問に対応するため、5月11日（月）から民間運営の「コールセンター」を開設しました。

- ・専用電話番号 0598-20-8771
- ・開設日時 月曜日から金曜日の平日 午前9時から午後5時まで
(土・日曜日、祝日は対応できません。)

令和2年5月14日

報道機関各社 御中

連絡先	
課 係 名	財務課
担当者名	池田・角谷
電話番号	0598-53-4315

1. 発表事項 除菌電解水給水器の活用について
2. 目的 有限会社三協保道様より次亜塩素酸を含む酸性電解水の生成器を寄贈いただきました。
手洗いや除菌・清掃、脱臭に使用できますが、アルコール消毒液が不足している状況下で、本庁舎をはじめとする市内の公共施設に加え、必要とする民間社会福祉施設（介護関係施設、障がい者福祉施設、保育園等）に対しても活用していただく取り組みを行います。
3. 内容 当該施設の担当者において、本庁舎1階給湯室に設置した生成器により、給水することができます。
生成した溶液の有効期限は約2週間のため、1回2リットルを上限とします（容器をご準備願います）。
4. 日 時 令和2年5月18日（月）から
利用可能時間 9時から17時まで

令和2年5月14日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 係 名	健康福祉部保険年金課
担当者名	北村
電話番号	0598-53-4048

1. 発表事項

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税（以下「国保税」）の減免について

2. 内 容

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った世帯、または事業収入等の減少など一定の条件を満たす世帯につきまして、申請により国保税の減免を行います。

減免される条件に当てはまる方は、6月中旬に発送予定の納税通知書が届きましたら税額を確認のうえ、申請してください。

なお、介護保険についても同様の理由による減免制度を予定しています。

【対象となる国保税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限があること。

※年金特徴の場合は年金支給日で判定します。

【減免対象となる条件と税額】

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

国保税の全額を免除

2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、主たる生計維持者につき次の（1）から（3）までの全てに該当する世帯
 - （1）事業収入等の減少見込額（保険金や損害賠償等による補てんを除く）が令和元年中の10分の3以上であること。
 - （2）令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - （3）事業収入等に係る所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること。

以下の計算方法により算出される金額を減免

国保税額×事業等所得÷合計所得×減免割合＝減免額

国保税額を令和元年中の合計所得における事業等所得の割合で乗じた金額について、右の減免割合で求めた金額が減免額です。

令和元年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

令和2年5月14日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	総務課
担当者名	山口、梶間
電話番号	0598-53-4321

- 1. 発表事項** 『コロナに負けるな！松阪みんなの応援募金』の実施
- 2. 目 的** 新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受け、日常生活に様々な不安を抱え困っている、子ども・学生、高齢者、障がい者、事業者等の方々を市民みんなで応援するため、松阪市では『コロナに負けるな！松阪みんなの応援募金』を実施します。皆様方からお寄せいただく募金を、市民の不安や困難を解消するための取組に活用します。
- 3. 活用方法** 市独自で行う新型コロナウイルス対策事業に幅広く活用します。
- 4. 募金方法** 次の施設に募金箱を設置します。
 - ・松阪市役所本庁舎1階
 - ・松阪市各地域振興局
 - ・各地区市民センター
- 5. 募集期間** 令和2年5月18日（月）から12月28日（月）まで